

広島県告示第八百八十九号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）
第十一条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、
令和元年十一月二十一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所において縦覧に
供する。

令和元年十一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

坂町小屋浦地区

二 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

三 点の位置（基点の標準角度は真北による。）

基準点 安芸郡坂町の国土地理院四等三角点「小屋浦」（北緯三四度一八分二八秒九三

一一、東経一三二度三〇分二〇秒七九四八、標高二二八・四二メートル）

基点一 基準点から二二〇度一二分二四秒の方向六六三・〇二メートルの点

基点二 基点一から一一四度八分五七秒の方向二八七・八六メートルの点

四 指定年月日

令和元年十一月七日